

賃貸住宅における賃借人の居住の安定確保を図るための
家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為
の規制等に関する法律案の早期成立に関する意見書（案）

賃貸住宅における賃借人が、家賃債務保証業者や賃貸住宅管理業者、
サブリース業者などから滞納家賃を暴力的に取り立てられたり、有無
を言わず締め出される「追い出し屋」被害が多発している。

平成２２年の通常国会に提出された、賃貸住宅における賃借人の居
住の安定確保を図るための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃
等の取立て行為の規制等に関する法律案、いわゆる「追い出し屋規制
法案」は、家賃債務保証業を規制し、不当な取立て行為を禁止するも
のであり、こうした「追い出し」行為による被害を未然に防止し、賃
借人の居住の安定を図るために不可欠な法規制である。

ところが、本法案は、平成２２年４月に参議院において全会一致で
可決されたものの、３回の継続審議を経て、今なお成立を見ていない。
この間にも「追い出し」被害は繰り返され、賃借人の居住権が脅かさ
れる状況が続いており、これ以上「追い出し屋」による居住権侵害を
看過することは許されない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、速やかに本法案につ
いて審議を行い、成立させるよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年１２月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

} 宛て